

## 長崎県主要農作物種子制度基本要綱

29 農園 第 584 号  
長崎県農林部長通知  
平成 30 年 3 月 27 日

### 第 1 制度の趣旨及び運用の基本方針

#### 1 制度の趣旨

長崎県主要農作物種子制度は、主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）の優良な種子の生産及び普及を促進し、もって主要農作物の生産性の向上及び品質の改善を図ることを目的とする。

#### 2 制度運用の基本方針

本制度の運用に当たっては、主要農作物の優良な種子の生産及び普及が、その基礎となる品種の改良及び選定から始まって、最終的に種子が農業者に引き渡されるまでの間、専門的な知識及び技術と周到な管理を要するものであることから、品種の優良性の判別方法、優良な種子の適正かつ円滑な生産流通の方法等について種子の生産及び普及に関係するすべての者に周知させ、もって優良な種子の生産及び普及が一層促進されるよう努める必要がある。

#### 3 県の責務

県は、基本方針に基づき、本県に普及すべき主要農作物の優良な品種について、当該品種の優良な種子の低廉かつ安定的な生産及び普及に関する施策を計画的に推進する責務を有し、当該施策に必要な体制の整備と、農業者団体その他の関係者との連携を図るものとする。

### 第 2 奨励品種の決定

#### 1 県の責務

県は、本県に普及すべき主要農作物の優良な品種（以下「奨励品種」という。）について、必要な調査を実施したうえで決定するものとする。

#### 2 奨励品種の決定基準

奨励品種を決定するに当たっては、本県における気象、土壌、農業者の経営内容及び技術水準、主要農作物の需要動向等を十分考慮するとともに、優良と認められるものは積極的に採用することを旨として、農林部長が別に定める基準により決定するものとする。

#### 3 奨励品種決定調査

県は、奨励品種の決定に当たっては、奨励品種決定調査を行うものとする。

##### （1）奨励品種決定調査の種類及び担当機関

###### ア 基本調査

供試される品種につき、県内での普及に適するか否かについて、栽培試験その他の方法によりその特性の概略を明らかにする。基本調査は、試験研究機関において、当該機関の職員が担当して行うものとする。

###### イ 現地調査

県内の自然的経済的条件を勘案して区分、決定した地域（以下「奨励品種適応地域」とい

う。)ごとに、栽培試験を行うことにより、供試される品種の特性を明らかにする。現地調査は、原則として、奨励品種適応地域ごとに、その地域内を管轄する振興局又は試験研究機関の職員が担当するものとする。ただし、調査に用いるほ場の管理については、農業者に委託することができるものとする。

(2) 奨励品種決定調査の方法

奨励品種決定調査の方法は、農林部長が別に定めるところによる。

4 奨励品種の決定方法

奨励品種の決定方法は、農林部長が別に定めるところによる。

第3 主要農作物種子計画の策定等

1 種子計画の策定

(1) 県は、必要な種子を確保するため、2の(1)のイの報告及び2の(2)のウの審議結果を参酌して種子計画を定めるものとする。

(2) 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 主要農作物の種子の種類別の需給の見通し及び生産に関する事項

イ 主要農作物の原種及び原原種(以下「原種等」という。)の生産に関する事項

ウ その他主要農作物の種子の安定的な供給に関する事項

2 主要農作物の種子の安定供給を図るための協議会等

(1) 主要農作物種子協議会

ア 県は、主要農作物の種子の安定的な供給に関する事項について協議等を行うため、一般社団法人長崎県米麦改良協会(以下「米麦改良協会」という。)を種子の安定供給を図るための協議会として位置づける。

イ 米麦改良協会は、次に掲げる事項の協議結果を知事に速やかに報告するものとする。

(ア)年間の種類別及び品種別の種子の需給の見通しに関する事項

(イ)種子の生産流通に関する事項

(ウ)種子の備蓄に関する事項

(エ)その他種子の安定的な供給に関する事項

(2) 主要農作物種子管理委員会

ア 県は、種子計画を策定するに当たり、主要農作物種子管理委員会(以下「種子管理委員会」という。)を設置するものとする。

イ 種子管理委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(ア)県の行政機関、試験研究機関及び関係振興局

(イ)米麦改良協会

(ウ)全国農業協同組合連合会長崎県本部

(エ)関係農業協同組合

(オ)その他種子の安定的な供給に係る者

ウ 種子管理委員会は、農産園芸課長が主宰し、次に掲げる事項について審議を行うものとする。

(ア)主要農作物の種類別及び品種別の種子の需給の見通しに関する事項

(イ)種子・原種の生産計画に関する事項

(ウ)種子・原種の価格に関する事項

(エ)種子・原種生産に係る指導方策に関する事項

(オ)その他種子の安定的な供給に関する事項

#### 第4 原種等の生産

##### 1 県の責務

(1) 県は、原種等について、原種ほ及び原原種ほ(以下「原種ほ等」という。)の設置等により自ら生産するとともに、県以外の者が経営する原種ほを指定原種ほとして指定し、全体として種子生産ほ場において優良な種子の生産が行われるために必要な原種等の確保を図るものとする。

(2)(1)の原種等の生産の対象となる品種は、本県における奨励品種とする。ただし、民間事業者が育成した品種については、民間事業者による種子供給体制の整備状況等を踏まえ、種子管理委員会の協議により実情に応じ判断するものとする。なお、農林部長が特に認める場合には、この限りではない。

(3) 県は、第3の1の(2)のイの原種等の生産に関する事項に係る種子計画の策定に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 当該計画の策定に当たっては、原種等について、県及び県以外の者による生産により、全体として適正に供給されるよう、自らの原種ほ等と指定原種ほ等との面積を調整するものとする。

イ 本県で生産される原種等を、本県以外の都道府県に配付する場合には、関係都道府県との連絡調整を行い、適正規模の原種等の生産が行われるよう調整するものとする。

(4) 原種等の生産の方法は、農林部長が別に定めるところによるものとする。

##### 2 原種等の生産等

(1) 県は、原種ほ等を整備するに当たっては、ほ場の立地条件、施設、担当職員等について農林部長が別に定める留意事項を勘案して行うものとする。

(2) 県は、自らの試験研究機関において原種ほ等を設置・経営する場合のほか、止むを得ない場合に限り、農林部長が別に定めるところにより、県以外の者にその経営を委託すること及び他の都道府県からの購入等により原種等を確保することができるものとする。また、原種の備蓄保管については、米麦改良協会へ委託することができるものとする。

(3) 原種等の生産に当たっては、第6の4の(2)の審査の基準及び方法に準じて、あらかじめ定めた責任者により、原種ほ等及びその生産物について審査を行うものとする。

(4) 原種等の配付に当たっては、農林部長が別に定めるところによるものとする。

### 3 指定原種ほの指定

県は、県以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種等が適正かつ確実に生産されることと認められる場合には、当該ほ場を指定原種ほ等として指定することができるものとする。指定原種ほ等について、県以外の者にその経営を委託する場合、指定原種ほ等の指定の手続は第5の4の規定に準ずるものとする。

## 第5 指定種子生産ほ場の指定

### 1 一般種子の生産の対象品種

指定種子生産ほ場において生産する種子(以下「一般種子」という。)の生産の対象となる品種は、原則として、本県における奨励品種とする。ただし、民間事業者が育成した品種については、民間事業者による種子供給体制の整備状況等を踏まえ、種子管理委員会の協議により実情に応じ判断するものとする。なお、農林部長が特に認める場合には、この限りではない。

### 2 ほ場の指定

(1) 県は、譲渡の目的をもって又は委託を受けて主要農作物の一般種子を生産する者が経営するほ場を指定種子生産ほ場として指定する。

(2) その経営するほ場について前項の指定を受けようとする者は、4の指定の手続に従い、知事にその申請をしなければならない。

### 3 指定の対象となるほ場

(1) 指定種子生産ほ場の指定は、2の(1)の規定に基づき譲渡の目的をもって一般種子を生産する者が経営するほ場及び委託を受けて一般種子を生産する者が経営するほ場の双方が対象となり得る。後者の場合、受託者は、優良な一般種子の生産及び普及について、指定種子生産ほ場の経営者(以下「指定種子生産者」という。)とともに責任を共有しているため、当該指定に当たってはその観点を十分留意して行うものとする。

(2) 具体的なほ場の指定に当たっては、優良な一般種子の生産のために必要な知識及び技術を有する者によって経営され、かつ、効率的な生産が適地において可能な限り集中して行われるよう考慮するものとする。

### 4 指定の手続

(1) 指定種子生産ほ場の指定のための申請は、農林部長が別途定めるところにより、申請者が申請書を知事に提出して行うものとする。ただし、申請にかかる一般種子の生産が他からの委託により行われる場合には、当該委託者が申請者の一覧表を付して代理申請を行うことができるものとする。また、同質遺伝子品種(特定の病虫害抵抗性等の特定の形質を除き、他の形質は遺伝的に同質となるよう改良した品種。)を混合して一般種子を生産する場合には、申請書の「品種名」欄に、混合したすべての品種名及びその混合比率並びに当該品種から構成される集団に名称が付されている場合には、その名称を記入するものとする。

(2) 知事は、(1)の申請に基づいて指定種子生産ほ場の指定を行ったときは、農林部長が別途定めるところによりその旨を申請者に通知するものとする。ただし、代理人を経由して行われた申請に係る指定の通知は、当該代理人を経由するものとする。

- ( 3 ) 指定種子生産者が、指定の取消しを受けたいときは、( 1 ) の手続に準じて知事にその旨を申し出ることとし、知事は、指定の取消しを行ったときは、その旨の通知を( 2 ) の手続に準じて行うものとする。

## 第 6 審査

### 1 ほ場審査及び生産物審査

- ( 1 ) 「ほ場審査」とは、種子審査員(以下、「審査員」という。)が、指定原種ほ及び指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいい、「生産物審査」とは、県が指定原種ほ及び指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。

- ( 2 ) 指定原種ほの経営者(以下「指定原種生産者」という。)及び指定種子生産者は、その経営する指定原種ほ及び指定種子生産ほ場についてはほ場審査を受けなければならない。

- ( 3 ) 指定原種生産者及び指定種子生産者は、ほ場審査に合格した指定原種ほ及び指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

### 2 審査員

- ( 1 ) ほ場審査及び生産物審査の審査員については、審査事務の特殊性にかんがみ、県職員又は農業協同組合職員であって主要農作物の種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する者のうちから知事が任命するものとする。特に、指定原種ほに係る審査には高度の知識及び技術を要するので、審査員の任命に当たって特別の配慮をするものとする。

- ( 2 ) 審査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを呈示しなければならない。

### 3 審査の進め方

- ( 1 ) ほ場審査及び生産物審査は、指定原種生産者及び指定種子生産者の請求により行うものとする。ただし、請求に係る原種及び一般種子の生産が他からの委託により行われる場合には、当該委託者が申請者の一覧表を付して代理請求を行うことができるものとする。

- ( 2 ) 審査員は、審査の請求があったときは、審査の進め方についてあらかじめ審査請求者と協議するものとする。

- ( 3 ) 審査員は、ほ場審査及び生産物審査の結果、当該主要農作物又はその原種及び種子が 4 の規定により県が定める基準に適合すると認めるときは、当該請求者に対し、生産物審査証明書を交付するものとする。

### 4 審査の基準及び方法

- ( 1 ) 県は、主要農作物の優良な種子として具備すべき最低限度の品質を確保することを旨として審査の基準及び方法を定めるものとする。

- ( 2 ) 県は、( 1 ) の審査の基準及び方法を定めるに当たっては、農業者に対して種子の品質を保証するとともに、効率的な審査が行われるよう考慮するものとし、具体的には次の項目に係る審査の基準及び方法を農林部長が別に定めるものとする。

ア ほ場審査 変種の農作物、異品種の農作物、異種類の農産物及び雑草の混入程度、病虫害及び気象被害の発生程度並びに農作物の生育状況

イ 生産物審査 発芽率並びに異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の混入程度

## 第7 優良な種子の生産及び普及のための勧告、助言及び指導

県は、指定種子生産者、指定原種生産者又は種子の生産を委託された者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導（以下「勧告等」という。）を行う場合には、次の点に留意するものとする。

### 1 勧告等の方法

本要綱の趣旨に即して、種子の生産に関係する者により優良な種子の生産及び普及が熱意をもって取り組まれるよう資料の配付、研修会の開催、現地指導等実効のある方法を用いて勧告等を行うこと。

### 2 新たに種子の生産に関係する者に対する勧告等

新たに種子の生産に関係する者に対しては、当該制度の趣旨の徹底に努めるとともに、特に、指定原種生産者及び指定原種生産者に種子の生産を委託された者に対しては、原種等の生産が高度の専門的な知識及び技術と周到な管理を要するものであることにかんがみ、農林部長が別途定めるところにより適切な勧告等に努めること。

### 3 勧告等における米麦改良協会の役割

具体的な勧告等に当たっては、優良な種子の生産及び普及における米麦改良協会の役割の重要性にかんがみ、同協会の機能を十分活用すること。

## 第8 財政上の措置

県は、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第9 その他

本制度の運用については、この要綱に定めるもののほか、農林部長が別に定めるところによる。

附則（平成30年3月27日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、長崎県主要農作物種子確保対策要綱（平成13年3月8日）は廃止する。

附則（令和2年10月1日）

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。